

自 平成九年九月十六日
至 平成九年九月二十二日

平成九年第七回

階上町議会定例会会議録

階上町議会

平成九年第七回 階上町議会定例会会議録 (第一号)

招集年月日	平成九年九月十六日										
招集の場所	階上町議会議場										
開閉会日時 及び宣告	開 散	会 会	平成九年九月十六日 午前十時二分 平成九年九月十六日 午前十時四十分							議長 議長	
凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○公務欠席	議席番号	氏名	出席 等別	議席番号	氏名	出席 等別	議席番号	氏名	出席 等別	議席番号	
	一	佐京 登	○	二	畑中 弘實	○	三	大前 典男	○	四	川上太榮助
	五	桑原 一夫	○	六	木村 勝彦	○	七	嵐守 瑞穂	○	八	阿部 敏秋
	九	浜谷 豊美	△	十	平戸 茂雄	○	十一	松倉 正美	○	十二	巽 静子
	十三	荒道 鶴造	○	十四	大下 義雄	○	十五	田端 清	○	十六	山田 昭治
地方自治法第二百一 一条の規定により説 明のため議場に出席 した者の職氏名	十七	荒谷 剛生	○	十八	前田 常男	○					
	会議録署名議員										
	十五番	田端 清		十六番		山田 昭治					
	議会議事務局長	高橋 信一	総務課長補佐	中村 豊志	総務課係長	田中 昇					
	町長	正部家 佑介	助役	中村 禮一郎	収入役	中田 文夫	教育長	大釜 安也			
地方自治法第二百一 一条の規定により説 明のため議場に出席 した者の職氏名	総務課長	浜谷 政己	企画課長	上沢 寿勝	税務課長	松橋 隆巳					
	保健課長	三上 孝八	農林課長	浜谷 義勝	建設課長	高階 繁雄					
	町民課長	工藤 靖夫	水産商工課長	桑原 定男	中央保育所長	池田 隆					
	出納室長	齊藤 博俊	教育次長	渡部 光雄	学務課長	(渡部 光雄)					
	社会教育課長	小沢 勝	体育課長	鳩 文男	給食センター所長	林 貢					
	農委事務局長	中城 功	診療所事務長	(三上 孝八)	企画課長補佐	澤田 敏男					
	代表監査委員	下野 岩男									
	会議の経過										
	別紙のとおり										
	別紙のとおり										

議事日程 会議に付した事件	別紙のとおり 別紙のとおり
開会・議長（前田常男君）	ただいまの出席議員は十七名であります。
開議・議長（前田常男君）	定足数に達しておりますので、これより平成九年第七回階上町議会定例会を開会いたします。
日程第一 会議録署名議員の指名・議長（前田常男君）	直ちに本日の会議を開きます。
日程第二 会期の決定・議長（前田常男君）	本日の議事日程はあらかじめお手許に配付したとおりであります。
日程第一 会議録署名議員の指名・議長（前田常男君）	日程第一 会議録署名議員の指名を行います。
日程第二 会期の決定・議長（前田常男君）	会議録署名議員は、会議規則第百十九条の規定により議長において、十五番 田端 清君、十六番 山田 昭治君、両君を指名いたします。
日程第二 会期の決定・議長（前田常男君）	日程第二 会期決定の件を議題といたします。
日程第二 会期の決定・議長（前田常男君）	おはかりいたします。
日程第二 会期の決定・議長（前田常男君）	本定例会の会期は、本日から九月二十二日までの七日間としたいと思います。
日程第二 会期の決定・議長（前田常男君）	これにご異議ありませんか。
日程第二 会期の決定・議長（前田常男君）	（異議なしの声あり）
日程第二 会期の決定・議長（前田常男君）	ご異議なしと認めます。
日程第二 会期の決定・議長（前田常男君）	よって会期は、七日間と決しました。

日程第三 提案理由
説明・議長（前田常男君）

日程第三 提出者から提案理由の説明を求めます。
階上町長 正部家佑介君

町長・正部家佑介君

平成九年第七回 階上町議会定例会を開催するにあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。
それでは、本定例会に提案いたしました、議案の概要につきましてご説明申し上げ、審議の参考にしたいと思います。

報告第一号 平成八年度階上町一般会計継続費精算書報告について、ご説明申し上げます。

本案は、平成六年度から平成八年度での三カ年で実施して参りました、都市計画用途指定業務ならびに都市計画マスタープラン策定業務事業の継続年度が終了しましたのでその清算を報告いたします。
年割額合計は、それぞれ都市計画用途指定業務一千七百七十一万六千円に対して、支出済額は一千七百七十一万六千円、都市計画マスタープラン策定業務八百九十六万一千円に対して、支出済額は八百九十六万一千円となったものであります。

議案第一号 階上町営住宅設置及び管理条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、公営住宅法の改正に伴い、階上町営住宅設置及び管理条例の全部を改正するため提案するものであります。

議案第二号 平成八年度階上町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

収入済額は六十二億六千九百九十五万四千二百九十七円に対し、支出済額は六十二億二千二百五十七万八千六百二十二円で、歳入歳出差引額は四千七百三十八万三千四百三十五円となりますが、都市計画道路網策定業務事業六百九十五万六千円の繰越明許費繰越額ならびに赤保内小学校新增改築事業三百五十円の継続費通次繰越額がありますので、実質収支額は四千四十二万七千八百八十五円となったものであります。このうち、二千五百万円を財政調整基金に、一千万円を光のふるさと基金へそれぞれ積み立て、平成九年度への繰越額は、五百四十二万七千八百八十五円であります。

さて、歳入を款別に、構成比率の高い順に見てみますと、地方交付税が三十七・一パーセントで最も高く、対前年度比六・九パーセント、額では、一億五千百一十二千円の増となります。

次に高いのは、町債の十六・八パーセントで、前年度に比較して十六・三パーセントの増となりました。

三番目に高いのは、町税の十三・四パーセントであります。前年度に比較して四・七パーセントの増となっております。

四番目に高いのは、国庫支出金の十二・六パーセントで、対前年度比六・一パーセント増であります。その主な要因として、学校施設整備事業、漁港改修事業等の増によるものであります。

次に歳出の決算であります。予算総額六十二億五千二百八十七万七千円に対し、支出済額六十二億二千二百五十七万八千六百二十二円で、執行率は九十九・五パーセントとなっております。

それでは、款別に構成比率の高い順に申し上げますと、教育費が最も高く二十六・六パーセントを占

めております。

これは、赤保内小学校新增改築事業費、町民プール増築工事費、ハートフルプラザ・はしかみ環境整備事業費等であります。

次に高いのは、農林水産業費の十四・八パーセントであります。モデル事業費負担金、ふるさと林道緊急整備事業費、小舟渡漁港修築事業費負担金、大蛇地区漁業集落環境整備事業費等であります。

民生費については、十四・四パーセントで、主なものとしては、保育所用地買収費、保育園措置費、並びに老人福祉費等であります。

総務費については、十三・二パーセントで、主なものとしては、赤保内集会所増築工事、庁舎屋上改修工事、並びにふるさとにぎわい広場管理運営費等であります。

土木費は、道路新設改良費並びに都市計画関係費等で八・二パーセントを占めております。

これを性質別に分析してみますと、構成比三十二・八パーセントの二十億三千七百六十七万七千円が人件費、扶助費、公債費の義務的経費に向けられており、三十七・二パーセントの二十三億一千六百三十三万二千円が投資的経費に、三十パーセントの十八億六千八百五十六万二千円が物件費、補助費等その他の経費として支出されています。

更に、前年度比較では、歳出総額が二・二パーセントの増となり、その内訳は、義務的経費は六・二パーセントの増、投資的経費が四パーセントの減、その他の経費が六・二パーセントの増であります。

財政の弾力性を示す重要な指標として使われている経常収支比率は八十四・一パーセントとなり、対前年度比〇・七ポイント高くなっております。

いま一つ、弾力性を知る指標に公債費比率がありますが、これは、十六・一パーセントとなり、対前年度比〇・八ポイント増となっております。

平成八年度の財政状況は、経常収支比率、公債費比率とも、前年度に比較して高くなっているため、今後、行財政全般にわたって、積極的に、合理的な予算計画に基づいた予算執行で、健全財政に努めなければならぬものと思っております。

議案第三号 平成八年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

本年度の決算額は、収入済額九億二千五百五十三万三千四百四十五円、支出済額八億六千九百六十四万二千四百七十九円で、歳入歳出差引残額は、五千八百八十九万六千六百六十六円となり、うち二千六百万円を国保会計財政調整基金へ繰入いたしましたので、平成九年度への繰越額は、二千五百八十九万六千六百六十六円となりました。

歳入の主なものをご説明申し上げます。

国民健康保険税は、四億一千三百六十八万八千三百九十一円で、歳入総額に占める割合は、四十四・九パーセントであります。

国庫支出金は、三億三千三百三十六万一千二百六十六円で三十六・二パーセント、療養給付費交付金は六千二百八十三万三千円で六・八パーセント、繰入金は一般会計からの繰入金五千六百六十四万二千二百二十四円、基金からの繰入金二千二百万円となりました。

歳出の主なものをご説明申し上げます。

医療費や高額療養費、出産育児金、葬祭費等に係る保険給付費は、六億一千九十四万二千四百九十三円で、歳出総額に占める割合は七十・三パーセントであります。

老人保健拠出金は、二億九百七十一万二千五百三十三円で二十四・一パーセント、事務的経費は、総務費の一千六百九十五万四千二百六十四円で、一・九パーセントとなりました。

議案第四号 平成八年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本年度の決算額は、収入済額五千四百九十五万七千七百九十八円、支出済額五千三百九十九万八千四百五十円で、歳入歳出差引額は九十五万九千三百四十八円となりました。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

診療収入は、二千九百七十五万二千三百三十七円で歳入総額に占める割合は五十四・一パーセントであります。

繰入金は、一般会計からの繰入金二千四百五十七万一千円で四十四・七パーセント、前年度からの繰越金は、三千五百七十三円となりました。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

事務的経費の総務費は、三千七百四十八万六千五百十五円で歳出総額に占める割合は、六十九・四パーセントであります。

医薬品等の医薬費は、一千百七十六万二千八十三円で二十一・八パーセント、公債費は、四百七十四万九千八百五十二円で八・八パーセントとなりました。

議案第五号 平成八年度階上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本年度の決算額は、収入済額九億五千七十三万九百六十円、支出済額九億五千三十六万四千四百一円で、歳入歳出差引残額は三十六万六千五百五十九円となりました。

歳入の主なものをご説明申し上げます。

支払基金交付金は、六億二千百万二千円で、歳入総額に占める割合は六十五・三パーセントであります。

国庫支出金は、一億八千四百五十万三千円で十九・四パーセント、県支出金は、四千六百八十五万三千二百六十四円で、五・〇パーセント、一般会計からの繰入金は、七千三百十九万七千円となりました。

次に歳出の主なものについてご説明申し上げます。

医療給付費等の医療諸費は、九億二千三百二十三万七千五百五十五円で、歳出総額に占める割合は九十七・一パーセントであります。

前年度の精算金等の諸支出金は、二千五百七万五千七百四十四円で二・七パーセントとなりました。

議案第六号 平成八年度階上町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本年度の決算額は、収入済額四億二千九百五十万九千九百九十九円、支出済額四億二千八百三十三万六千六百六十四円で、歳入歳出差引残額は百十七万九千八百四十三円となりました。

歳入の主なものをご説明申し上げます

県支出金は、二億七千四百八万六千円で、歳入総額に占める割合は六十三・八パーセントであります。

一般会計からの繰入金は、二千六百九十九万七千円で六・三パーセント、前年度からの繰越金は、九百四十二万六千九百九円で、二・二パーセント、町債は、一億二千九百万円で二十七・七パーセントとなりました。

歳出の主なものをご説明申し上げます。

事務的経費は、八百三十四万五千八百三十三円で、歳出総額に占める割合は二パーセントであります。排水施設設計をおこなった委託料は、九百十五万三千四百円で二パーセント、排水管路施設工事請負費は三億九千三百六十三万二千円で九十三パーセント、水道管等移設補償費は、一千二百二十三万三千三百五十九円で二・九パーセント、公債費償還金は四百九十六万六千二百二十四円で、一・二パーセントとなりました。

議案第七号 平成八年度階上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本年度の決算額は、収入済額で二千六十四万九千四百十九円、支出済額は九百四万三千四百十三円で、歳入歳出差引残額は、一千百六十六万六千六円となりましたが、工事費として、繰越明許費繰越額一千百十九万二千円ありますので、実質収支額四十一万四千六円となりました。

歳入の主なものをご説明申し上げます。

水道使用料等の使用料及び手数料は、二百七十八万三千二十六円で十三・五パーセント、一般会計からの繰入金九百四十三万三千円で四十五・七パーセント、雑入としてモデル事業に伴う配水管移設工事補償金七百八十五万四千七百八十円で三十八・〇パーセントであります。

歳出の主なものをご説明申し上げます。

事務的経費は、十万一千五百五十四円で一・一パーセント、水道施設費は、八百九十四万一千八百五十九円で九十八・九パーセントとなりました。

議案第八号 平成九年度階上町一般会計補正予算第二号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の額に七千九百五十六万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を五十七億八千七十七万六千円とするものであります。

それでは第一表の歳入歳出予算の主なものについて順次ご説明申し上げます。

まず歳入でありますが、地方交付税に三千五百万円を追加計上いたしました。

国庫支出金は、リフトバス購入費補助金三百四十六万五千円を追加計上しましたが、ホームヘルプサービス事業費補助金四十五万円を減額いたしましたので、増減合わせて三百一万五千円を追加補正するものであります。

県支出金については、リフトバス購入費補助金百七十三万二千円、すくすく子育て支援費補助金三十九万三千円を追加計上いたしました。が、ホームヘルプサービス事業費補助金二十二万五千円を減額しましたので、増減合わせて三百七十九万九千円を追加補正するものであります。

財産収入は、土地貸付料四万一千円等合わせて八十六万三千円を追加補正するものであります。

繰入金は、階上岳整備事業交流の森用地買収費として土地開発基金から、九百四十三万二千円を繰入れるものであります。

繰越金は、平成八年度歳入歳出決算による実質収入額の中から、五百四十二万六千円を計上いたします。

した。

諸収入には、八戸平原幹線用水路工事用地取得補償一千六百六十八万二千円などを合わせて一千七百六十一万八千円を追加補正するものであります。

町債については、臨時税収補填債二千四百六十万円ならびに既定の事業費変動により増減合わせて四百五十万円を追加補正するものであります。

次に歳出であります。総務費に町税過誤納金還付金百万円、階上岳整備事業交流の森用地買収費九百四十三万三千円等を追加計上しましたが、庁舎内電話配線張替工事百三十六万五千円等を減額いたしましたので、増減合わせて一千五百四十四万二千円を追加補正するものであります。

民生費には、ホームヘルプ二十四時間サービス支援事業委託料八十三万三千円、リフトバス購入費七百四十八万三千円等を追加計上しましたが、ホームヘルプサービス事業委託料八十九万八千円等を減額いたしましたので、増減合わせて八百六十五万八千円を追加補正するものであります。

衛生費には、母子保健事業に伴う八戸医師会委託料五十一万六千円ならびに婦人の健康審査委託料八十三万五千円等を追加計上しましたが、保健事業に伴う検診委託料八十三万五千円等を減額いたしましたので、増減合わせて三十一万一千円を追加補正するものであります。

農林水産業費には、ふるさと農道整備事業の用地買収費十萬八千円等を追加計上しましたが、ふるさと農道事業費負担金二千二百四十六万五千円等を減額いたしましたので増減合わせて二千三百二十九万九千円を減額補正するものであります。

商工費は、企業誘致奨励金補助金一千六百九万三千円を追加補正するものであります。

土木費には、道路台帳補正委託料一千百万円、除雪作業委託料一千百万円ならびに八戸平原幹線用水

路工事に伴う道路用地買収費一千五百六十一万一千円等五千三百三十八万三千円を追加補正するものであります。

消防費は、出動費用弁償費三百万円等、三百五十一万円を追加補正するものであります。

教育費には、定期バス学生利用委託料百五十八万二千円、中体連等参加費補助金百七十七万八千円等を追加計上しましたが、奨学資金百六十二万円等を減額しましたので、増減合わせて五百三十二万三千円を追加補正するものであります。

予備費については、四百五十四万二千円を追加して、八百四十七千円とするものであります。

次に第二表地方債補正であります。臨時税収補填債など、四件の事業に係る既決事業費に変更が生じ、限度額に増減が生じたので変更するものであります。

議案第九号 平成九年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第二号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の額に二千五百八十八万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ八億七千二百九十二万五千円とするものであります。

歳入については、平成八年度からの繰越金二千五百八十八万九千円を追加するものであります。

歳出の主なもの、退職者医療給付費の平成八年度事業実績に伴う返還金二百十万三千円、予備費に二千三百四十六万三千円を追加するものであります。

議案第十号 平成九年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算第二号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の額に歳入歳出それぞれ百九十五万三千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ六千五百六万五千円とするものであります。

歳入につきましては、平成八年度からの繰越金九十五万八千円、診療収入九十九万五千円を追加するものであります。

歳出につきましては、健康保険法の改正に伴い医療改正プログラムの修正が必要となり、委託料に十万五千円、臨時雇用賃金に八十八万八千円、予備費九十六万円を追加するものであります。

議案第十一号 平成九年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算第二号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ六千九百七十九万九千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ三億一千九百九十九万三千円とするものであります。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

前年度からの繰越金は、百七十七万八千円の増額、県支出金は、四千六百五十二千円、一般会計からの繰入金は、四百八十二万五千円、町債二千十万円をそれぞれ減額するものであります。

次に歳出の主なものについてご説明申し上げます。

委託料は、六百八十二万九千円、工事請負費は、五千八百二十九万九千円、水道管布設替等移転補償費四百六十七万一千円を、それぞれ減額するものであります。

議案第十二号 平成九年度階上町住宅用地造成事業特別会計補正予算第二号についてご説明申し上げます。

ます。

本案は、既定の額から六百八十七万六千円を減額し、歳入歳出予算の総額を二億二千六百十八万二千円とするものであります。

それでは、第一表の歳入歳出予算についてご説明申し上げます。

まず歳入であります。財産収入については、端数調整の関係で二万四千円追加補正し、町債を六百九十万円減額補正するものであります。

次に歳出であります。住宅団地造成事業費六百八十七万六千円を減額補正するものであります。

次に第二表地方債補正であります。既決事業費に変更が生じ、限度額を減額するため変更するものであります。

議案第十三号 工事請負契約について議会の議決を求める件についてご説明申し上げます。

本案は、榑漁港局部改良工事の変更契約であります。

現地などの精査の結果、東防波堤延長十五・八メートルを十六・五メートルに増工し、事業の促進を図るものであります。

当初契約金額一億三千七百二十五万円を、変更契約金額一億四千二百五十六万六千円とし、五百五十万一千円の増額をするものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程におきましてのご質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり御議決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（前田常男君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、日程第四、陳情第一号「国民の祝日に関する法律」の改正の実現に関する陳情の件から、日程第五、陳情第二号「私学助成拡充を求める意見書採択」に関する陳情までの件、二件を一括議題といたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております陳情の件は、会議規則第三十九条の規定に基づき、陳情第一号については、総務財政常任委員会に、陳情第二号については、教育民生常任委員会に付託したいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって陳情第一号については、総務財政常任委員会に、陳情第二号については、教育民生常任委員会に付託することに決しました。

おはかりいたします。

議事の都合により、明九月十七日、一日間休会いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、九月十七日、一日間休会することに決しました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の開会日時は、九月十八日、午前十時からいたします。

本日は、これにて散会いたします。

（散会 午前十時四十分）

平成九年第七回階上町議会（定例会）△会議録（第二号）

招集年月日	平成九年九月十六日										
招集の場所	階上町議会議場										
開閉会日時 及び宣告	開議 平成九年九月十八日 午前十時三十分 散会 平成九年九月十八日 午前十時四十分					議長 前田常男 議長 前田常男					
凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○公務欠席	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	
	一	佐京 登	○	二	畑中 弘實	○	三	大前 典男	○	四	川上太榮助
○出席 △欠席	五	桑原 一夫	○	六	木村 勝彦	○	七	嵐守 瑞穂	○	八	阿部 敏秋
	九	浜谷 豊美	△	十	平戸 茂雄	○	十一	松倉 正美	○	十二	巽 静子
×不応招	十三	荒道 鶴造	○	十四	大下 義雄	○	十五	田端 清	○	十六	山田 昭治
	十七	荒谷 剛生	○	十八	前田 常男	○					
○公務欠席	十五	番 田 端	清	十六	番 山 田 昭 治						
会議録署名議員	事務局長	高橋 信一	議長補佐	中村 豊志	庶務係長	田 中 昇					
	地方自治法第百二十一条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名	町長 正部 家 佑 介	助役 中村 禮一郎	収入役 中 田 文 夫	教育長 大 釜 安 也						
一条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名	総務課長	浜谷 政己	企画課長	上沢 寿勝	税務課長	松橋 隆巳					
	保健課長	三上 孝八	農林課長	浜谷 義勝	建設課長	高階 繁雄					
	町民課長	工藤 靖夫	水産商工課長	桑原 定男	中央保育所長	池田 隆					
	出納室長	齊藤 博俊	教育次長	渡部 光雄	学務課長	(渡部 光雄)					
	社会教育課長	小沢 勝	体育課長	鳩 文男	給食所長	林 貢					
	農委事務局長	中城 功	診療所事務長	(三上 孝八)	企画課長補佐	澤田 敏男					
	代表監査委員	下野 岩男									

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
開議・議長（前田常男君）	会議の経過
議長（前田常男君）	ただいまの出席議員は十七名であります。
代表監査委員（下野岩男君）	定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
	本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。
	日程第一、議案第二号 平成八年度階上町一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、日程第六、議案第七号 平成八年度階上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を議題といたします。
	この際、代表監査委員より、ただいま議題となりました件についての監査報告の申し入れがありますので、報告いたさせます。
	代表監査委員 下野 岩男君
	監査の意見を申し上げます。
	地方自治法第百二十三条第二項及び同法第百四十一条第五項の規定により、町長より提出された、平成八年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算及び証書類などについては、去る八月二十七日と

二十八日の両日審査の結果、各会計の決算及び付属書類は適正に調製され、決算の計数は性格であり、内容についても正当なものと認めます。

しかし、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率及び公債費比率は、ともに上昇し、財政の硬直化の傾向が一段と進んでいると思われますので、収支の均衡に留意しながら、合理的な予算計画に基づいた、効率的予算執行で、健全且つ適正な行財政運営に努めるようお願いします。

また、歳入歳出における自主財源の根幹をなす、町税の収入状況については、増収となっているものの、徴収率は前年度を下回っており、滞納額も年々増加しております。

健全な財源確保、財政運営の意味から、徴収には今後とも特段の努力を切望するものであります。

なお、決算の詳細につきましては、決算審査意見書として町長に提出済みですのでご参照ください。以上、簡単ですが、監査の意見と致します。

平成九年九月十六日

代表監査委員 下野 岩男

監査委員 木村 勝彦

終わります。

議長（前田常男君）

以上で監査委員の報告を終わります。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

十六番 山田昭治君

十六番（山田昭治君）

はい、十六番、山田。
ただいま、代表監査委員の方から、ご意見を述べられたわけですが、それについて、非常に財政難というようなことで、今後の財政構造についての意見を述べておりました。

実際そのとおりだと思いますが。

この認定については、何も、私からあれですけども、一、二、三お尋ねしたいということで質問したいと思います。

歳出の執行状況でございますが、七ページにあるんですけれども、歳出決算書の中に、総務費の中で不用額が九百三十五万八千五百八十八円と、不用額が出ているわけで、これは、かなりの節約でこのようになったらうと思いますが。

これの点について、内容の説明をお願いしたいと、こう思います。

それから、一ページ戻りまして、六ページの中にありますけれども、町税の決算額でございます。

町税の決算額で、実質的に、滞納額が四千百三十二万四千二百三十七円というような、いまだかつてない滞納額が多いということが見受けられるわけでございます。

そういうことで、今後、徴収対策としてどのように考えて進めて行くのか、その点を簡単でようございますからお願いしたいと思います。

それにまた、非常に厳しい財政ということですが、年度別財政指数の推移、公債費比率が十六・一パーセント、地方債の現在高が、六十一億五千九百一十一万五千円というように、高額な地方債があるわけでございますが、実質的に事業をすれば、どうしても、自主財源というのは少ないわけですので、このような、地方債の借入れが多くなるのはわかるわけでございますが、この点についても、今後、どの

ように進めて行くのか、できれば町長の意見もお伺いしたいと、こう思います。

実質的に、一般財政にこのように硬直化になりつつある収支でありますので、我々議会人としても、我々のやっぱり予算並びに支出の面についても、調べて見たわけなんです、この中でも、一般、特別旅費とか、旅費の中でも費用弁償という中で、八年度は国内の研修旅行ということですので、かなりの金額上で上がっているわけですが、こういう点についても、我々もかなり自粛しながら進めていかなければならないのではないのかなと、こう考えながら、次の二点をお伺いしたいわけでございます。というのは、この中に、いつもこう何年も感じているわけでございますが、負担金のことでございます。

県町村議長会負担金というのが、年に、平成六年には九十二万八千円、平成七年には九十二万九千円、八年度については九百八十三万二千円、九年度の予算では九十九万七千円というような、一応負担金があるわけでございますが、この負担金についても、法的負担金と法的外負担金というようにあると思うわけでございますが。

その点について、どの程度法的であって、どの程度が法的外の負担金、法的外と申しますと、町村で議長さん方の会合の中で、様々行う事業（の）についての申し合わせ事項のような負担金でなろうかなあと、こう考えますが、その点についても、分かりましたら簡単でもよろしいですが、お願いしたいと思えます。

県ばかりでなく、郡の町村議会の方の件についてもそうでございますが、六年には二十二万一千六百円、七年度には二十二万四千円、八年度には二十二万八千三百円、今年度は予算は二十三万一千というようなことで上がっているわけでございます。

それについても簡単でようございますから、ひとつよろしくお願いをしたいと、こう思います。

それから、国保の問題でもございますが、国保税の徴収の問題でございますが、これについてもかなりの不用があったり、今年度については、非常に多いというように、こう状況を報告されているわけでございますが。

徴収率も非常に今までより一番悪いというようなことと、不納欠損額というのも大きいと、それから、収入未収額ですか、未済額、これも非常に大きいということで、今年度については、私も提案しながら、納める回数も四回ものを六回というような形でやっておりますが、今年度は、これで相当違ってくるのではないのかなあと、こう思っておりますが、その点についても、今の状況を踏まえながら、状況をお知らせ願えればと、こう思います。

以上のようなことでお尋ねをしたいわけでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（前田常男君）

総務課長 浜谷政己君

総務課長（浜谷政己君）

山田議員の質問にお答えいたします。

最初の総務費の九百万円の不用額の件ですが、これにつきましては、総務課だけではなくて、企画課あるいは税務課なども入っておりますけれども、総務課に係わるものでございますけれども、主なものにつきましては、職員の異動、減等によるもので、これらのものが二百六十八万六千円でございます。又、旅費でございますけれども普通旅費、特別旅費等の減がありまして二百三十一万三千円となっております。その他のものとなっております。

又、次に町村会の負担金の関係でございますけれども、法的なもの等でございますが、詳細につきましては

議長（前田常男君）

税務課長（松橋隆巳君）

。では、資料が手元にございませんので、後でご報告いたしたいと思っておりますので、よろしく願います。

税務課長（松橋隆巳君）。

私の方から税の納付状況について、ということでお答えさせていただきたいと思っております。

これは、国保税、一般税ともでございますが、まず、県下の様子でございます。

ここ三年間を徴収率について比較してみました。

そうしたら、年々、若干でございますけれども、下がる傾向にあります。下がってます。

それで、本町の場合も、特に一般税については、県の平均あるいは郡の平均をクリアしておりますけれども、国保税については、平均以下でございます。

それで、特にこの国保税ですけれども、よその町村にないような、徴収環境の整備といえますか、それ、私されているのではないかなあ。

例えば、六期、国保税を六期に納めやすくしたとか、また、短期保険証を県下で、階上町だけ採用したというふうに、それからまた、徴収嘱託員も設置しているというふうな、いろんな努力をしているわけですが。

にもかかわらず徴収率は、県下を下回っているという状況でございます。

それで、これ、どのようなことが原因なのかなあというふうな感じを持っていますが、自分なりに考えていることを申し上げてみたいと思います。

その前に、六期に分けた点についての結果でございますが、七年度から実施して、二年やったその結

果なんです、結果的にこういうふうな徴収率が落ちるというふうなことからみますと、必ずしも、六期に分けたのが良かったのかどうか、ちょっと、わかりかねる所があるわけです。

もし、六期にしていなかったら、もっと、下がったのか、そこら辺ちょっとわからない所があるんですけど、効果は、結論は出せない所でもあるのかなあ、というふうに思っています。

それで、本町の徴収は、他町村と比べて、人口の移動が大きいということから、徴収必ずしもしやすい環境にはないのかなあ、環境は作っているんですけども、そういう、徴収しやすい環境にないのかなあ。

例えば、よその町村にないことだと思うんですが、平成八年度の私の方で、いろいろ差し押さえしております。

それが、例えば住宅融資補助協会等にも差し押さえ、抵当権設定して、そして、住宅の方で競売等をするわけですが、ローンが返済されない場合に、そういう人の競売、平成八年度、たまたま、若干多かったと思うんですが、八件ほどありました。

それで、競売されて、競売された収入がローンの方の返済の方に、未納額の方に当てるわけですが。その残りが、私の方でも差押さえしているものですから、私の方にも来ます。

配当といいますが、配当されます。その配当が、差押えして競売されたその分の、どれくらい入ってくるかというと、十分の一にも充たしません。競売されますから、その十分の一にも充たない、そのまま、それが滞納として残り、財産もなくなりますから、なんも収入として入るものがありません。

そうすると、それがそのまま、未収金。それで年数を経ると不納欠損という形にいく。これが、他町村にはない状況かなというふうに感じております。

それで、国保税、確かに徴収率が悪くて、八年度の徴収についても、特に予算、正直なところ予算見

たとおり収入が入るかなという不安も途中に思ったことがありました。

それで、四月、五月、閉鎖期間があるわけですが、それを、国税を、一般税はクリアしていることだしということ、国保税に重点的に徴収計画を立てて、夜も徴収に滞納整理に歩いたわけですが、それで、予算は確保した状態、なんとかした、という状態、一生懸命そういうふうに行っているんですけども、それでも低かったということでございます。

そういう、徴収環境はそうになっています。

そして、こういうふうにながら下がっておるものですから、今度、今月の二十四、二十五、二十六、滞納整理組合から派遣要請しております。去年は、去年と言いますか、七年度の滞納整理については、一日しか派遣して、要請しなかったわけですが、今回は、三日間、滞納整理をしたいということで、対象者もあえて対象者を絞ってですな、三日間集中的にやりたいというふうな計画、それを立てております。以上でございます。

議長（前田常男君）

町長 正部家佑介君。

町長（正部家佑介君

山田議員にお答えをいたします。

旅費の方についても、質問があったものですから、その点についても、ちょっとご理解いただいております。こう思っているわけですが、旅費については、とにかく厳しいぐらいの対応をしてやっている、ということでありまして、各団体の全国大会など、結構県レベル、東北地区の大会とか、全国大会など、沢山あるわけですが、そういう意味では、義理を、いわゆる義理を欠きかねないというふうなこともあって、苦勞しているわけですが、これらについても、できるだけ、節減をす

るようになってきていると、これ以上ということになると、さっき申し上げましたように、いわゆる、義理を欠く状況になりかねない、こういうふうな思っておりますので、その点は、一般家庭でもそうであります、必要な、いわゆる、義理は果していかなければいけない。ご理解いただけるものと思っております。

あと、地方債の残高につきましては、決算の中で出てきておりますように、六十一億五千九百十一万五千円というふうなことで、大分、大きいといえは大きいことですが、財政の状況ということからいくと、国を含めて、どの町村も大変苦勞している、厳しい状況にあることは、わが町に限らないわけでありまして。

ただ、その中でも、階上の場合は、幸いにして人口が増えているというふうな状況にあるわけですが、反面町民の方々の行政に対する期待、ニーズこれらが大きいし、多様化しているという状況下でありますから、大変その点では、まだまだ、これでも町民の期待に、十分に答えられているのかなあというふうに思うわけですが。

財政の状況ということから行くと、さっき申し上げたようなことだと、それと、他町村とちょっと違うかなと思いますのは、学校建設、相当ハイペースで、ほとんど、毎年整備を図ってきていると、いうことが一つ、大きな要因でありますし、その基幹産業であり、農林漁業の振興ということで、農林道等の農業施設の整備、あるいは、漁港の整備というふうなことで、それらの、これもそれも全て、関係者のご要望に応じてということなわけですが、財政という意味からいくと、だいたい予算を食っているということは、間違いないところであります。

いずれ、あの、厳しい状況には違いないわけですから、今後、行政、財政の改革については、本格的な取り組み、更にです、今までも、だいたい頑張ってきた、というつもりはしているわけであり

議長（前田常男君）

ありますが、本格的な取り組みが必要だろうと、いう認識は持っているところでありまして、そのためには、議会の皆さん方、あるいは町民、あと、関係者のご理解もいただかないと、なかなか、本格的な行財政の改革の取り組みということには、なかなか、難しいというのはあるわけでありますから、ご理解いただきたい。こういうふうに思います。

以上です。

山田議員。

十六番（山田昭治君）

ただいま、各担当課長、そして、また、町長からお答えありましたが、実質的に、苦勞して仕事しているということは、分かるわけでございます。

中でも、非常に、あの今も、町長からも話がありましたが、交際費の問題でもそうだと思います。平成六年については、四百二十七万六千二十四円というような、高額な交際費も出ているわけでございますが、今回は、二百万ちょっとの交際費ということで、非常にやりくりをしているのではないのかなあというようなことを見ているわけでございますが、今の説明でも、お話しでもありましたように、これからどうぞ一つ、その気持ちで進めてもらえればなあと、こう思います。

それから、もう一つ、先ほど、質問するのを忘れた訳でございますが、農林課の方の課長の方からお尋ねをしたいわけでございますが、決算書の中の、七十八ページの中に、広域基幹林道開設事業費とあるわけでございますが、これについては、負担金になるわけでございますが、県、国の仕事でございますので、その中で、二千五百三万四千三百五十円が支出されていますので、これについて、どの程度の林道開設事業が進んでいるのか、これをお知らせ願えればなあと、こう思います。

それから、六十九ページの中にあるわけでございますが、これも、農林課長の方ですけども、補助金でございますが、この補助金が初めての補助金で実質的には、県が全部金を出したというようなことの説明、前の予算の時は説明でございましたので、それは良いことですし、また、大いにこれからも予算を獲得するためにも、こういうように努力してもらえばなあと、こう思っておるんですが。

これは、花未来二十一花の郷づくり推進事業費の補助金でございます。

こういうことで、だいたいこの時は、一千万だかなと思っただんですが、決算には、一千百万とあるわけなんです、この補助金を受けることのできる団体といましようか、組合といましようか、そしてまた、個人事業の方でも、補助金をお願いするにいいのかということ、いいのであれば、今後、ますます、そういうことを農林課の方でお進めしながら、事業を皆さんに、知ってもらえればなあと、こう思いますので、どうぞ、その二点について、農林課の課長の方からお尋ねしたいと思いが、よろしく願います。

議長（前田常男君）

農林課長 浜谷義勝君。

農林課長（浜谷義勝君）

それでは、お答えいたします。

第一点目の広域基幹林道の件でございますけども、平成八年度の事業につきましては、一億九千七百九十万の事業費でございます、その負担金が、十二・六五パーセントで、二千五百三万四千三百五十円。

事業の内容でございますけども、平成八年度の事業としましては、寺下側の方を改築として、千九百四十メートル、舗装を八百六十メートル、土折側の方が、舗装二十メートルをやっております。

議長（前田常男君）

それで、今後の事業の進捗でございますけれども、一応、完成年度は平成十三年と、全体の路線は、一万六千四百メートルになってございます。

であと残り、約四キロ残ってございますけれども、これは、土折側の方は、第二田代林道を経由しまして、大開のところまでの、まったくの新設の林道を進めてまいると、いうふうなことでございます。

それから、第二点目の花未来二十一の郷づくりの内容でございます。

これにつきましては、花未来二十一ということで、県が、今積極的に進めている事業でございます。事業費そのものにつきましては、三千四百六十万二千円の事業費に対して、県が三分の一補助するということで、私の方では、その県からきましたお金を、そのまま、事業主体の方に流して、一千百五十万四千円をやったと、事業主体につきましては、農業法人ということが対象であると、それをクリアしたもんで、それをやったと、もう一つは、その補助事業を受けるには、どういう対象者になるかと、いうことでございますけど、今いますとおり、農業法人、もしくは、生産組織団体を作っていたかどうかということでございます。生産団体の場合につきましては、三戸以上の方方で組織してくださいという事業でございます。

県の方も、これを積極的に推進しているわけでございまして、私の方としましては、今年度も平成九年度でも、この事業を取り組みたいということで、今、県の方と補助金の枠について折衝中でございます。今後とも、これらにつきましては、農協並びに農家の意向を聞いて、積極的に推進してまいりたいと、いうふうに考えてございます。

以上でございます。

ほかにありませんか。ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

おはかりいたします。

本決算は、認定することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、平成八年度階上町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算は、認定することに決しました。

おはかりいたします。

議事の都合により、明九月十九日から九月二十一日までの三日間休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、九月十九日から九月二十一日まで三日間休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
次の開会日時は九月二十二日午前十時からといたします。
本日は、これにて散会いたします。

(散会 午前十時四十分)

平成九年第七回階上町議会（定例会）△会議録（第二号）

招集年月日	平成九年九月十六日									
招集の場所	階上町議会議場									
開閉会日時 及び宣告	開	平成九年九月二十二日 午前十時三分					議長	前田常男		
	閉	平成九年九月二十二日 午前十時二十五分					議長	前田常男		
凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ◎公務欠席	議席番号	氏名		議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号
		一	佐京 登	二	畑中 弘實	三	大前 典男	四	川上太榮助	
◎公務欠席	九	桑原 一夫	六	木村 勝彦	七	嶋守 瑞穂	八	阿部 敏秋		
	十三	浜谷 豊美	十	平戸 茂雄	十一	松倉 正美	十二	巽 静子		
会議録署名議員	十七	荒谷 剛生	十四	大下 義雄	十五	田端 清	十六	山田 昭治		
	十八	前田 常男	○							
地方自治法第二百二十一条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名	町長	正部 家佑	助役	中村 禮一郎	収入役	中田 文夫	教育長	大釜 安也		
	総務課長	浜谷 政己	企画課長	上沢 寿勝	税務課長	松橋 隆巳				
	保健課長	三上 孝八	農林課長	水産商工課長	桑原 定男	中央保育所長	池田 隆			
	町民課長	工藤 靖夫	教育次長	体育課長	鳩 文男	給食係長	林 貢			
	出納室長	齊藤 博俊	教育次長	鳩 文男	給食係長	林 貢				
	社会教育課長	小沢 勝	診療所事務長							
	農委事務局長	中城 功	診療所事務長							
	代表監査委員	下野 岩男								

議事日程 会議に付した事件	別紙のとおり 別紙のとおり
会議の経過	
開議・議長（前田常男君）	
議長（前田常男君）	
ただいまの出席議員は十八名であります。	
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。	
本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。	
日程第一、報告第一号 平成八年度階上町一般会計継続費精算書報告については、お手元に配付したとおりであります。	
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。	
(なしの声あり)	
質疑がないようですので、これにて報告の件は終了いたしました。	
日程第二、議案第一号 階上町営住宅設置及び管理条例の制定についての件を議題といたします。	
これより質疑にはいります。質疑ありませんか。	
(なしの声あり)	
質疑なしと認めます。	

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第一号 階上町営住宅設置及び管理条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第三、議案第八号 平成九年度階上町一般会計補正予算の件を議題といたします。

これより、質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第八号 平成九年度階上町一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第四、議案第九号 平成九年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件から、日程第五、議案第十号 平成九年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算までの件、二件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第九号 平成九年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件から、議案第十号 平成九年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算までの件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第六、議案第十一号 平成九年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件から、日程第七、議案第十二号 平成九年度階上町住宅用地造成事業特別会計補正予算までの件、二件を一括

たします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第十一号 平成九年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件から、議案第十二号 平成九年度階上町住宅用地造成事業特別会計補正予算までの件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第十三号 工事請負契約について議会の議決を求める件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

総務財政常任委員長
(大下義雄君)

議長(前田常男君)

討論なしと認めます。

これより、議案第十三号 工事請負契約について議会の議決を求める件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第九、陳情第一号 『国民の祝日に関する法律』の改正の実現に関する陳情の件を議題といたします。

本件に関し委員長の報告を求めます。

総務財政常任委員長 大下義雄君。

本委員会に付託されました、陳情第一号に対する審査の結果について、ご報告を申し上げます。お手元に配付されております、委員会審査報告書のとおり採択と決定しておりますので、みなさんの賛成をもって、本陳情が採択となりますように、お願い申し上げます。

以上で、総務財政常任委員長の報告を終わります。

おはかりいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第一号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第十、意見書案第一号 『国民の祝日に関する法律』改正に関する意見書の件を議題といたします。

おはかりいたします。

ただいま、議題となっております意見書案第一号については、会議規則第九十二条第二項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第一号については、委員会の付託を省略することに決しました。

意見書案第一号は、これを可決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第一号は、これを可決することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま、可決されました意見書の提出につきましては、議長に一任願いたいと思いをします。

これに、ご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

日程第十一、閉会中における継続審査の件を議題といたします。

教育民生常任委員長から、目下、委員会において審査中の陳情第二号の件につき、会議規則第七十五条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

おはかりいたします。

次期議会の会期日程等の議会運営委員に関する事項及び諮問に関するについて、会議規則第三十九条の規定により、議会運営委員会に付託したいと思いをします。

これに、ご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会付託の件は、付託することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま付託されました件につき、委員長より会議規則第七十五条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出がありますが、これに付することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長 正部家佑介君。

町長(正部家佑介君)

定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

第七回階上町議会定例会も、十六日開会し、今日をもって閉会となるわけですが、ご提案申し上げました報告一件、議案十三件につきまして、原案のとおり可決、お認めをいただきました。大変、ありがとうございます。簡単ですがお礼を申し上げ、閉会に当たりましてのごあいさついたします。ありがとうございます。

議長(前田常男君)

これにて、平成九年第七回階上町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午前十時二十五分)

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員